

# 香川県ミニバスケットボール連盟

## 連盟規約

### 第1条 (名称)

本連盟は、『香川県ミニバスケットボール連盟』と称する。

### 第2条 (目的)

本連盟は、香川県においてミニバスケットボールに携わる児童・指導者・審判員の技術向上を図るとともに、「友情・ほほえみ・フェアプレイ」の精神を浸透させ、本県ミニバスケットボールの健全な普及・発展を図ることを目的とする。

### 第3条 (事業)

本連盟は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 大会・交歓ゲーム・講習会等の開催
- (2) 技術・規則に関する情報収集およびそれに基づいた加盟チームに対する指導・情報提供
- (3) 施設・用具に関する情報収集およびそれに基づいた加盟チームに対する指導・情報提供
- (4) 適性ある指導者および審判員の養成
- (5) 日本ミニバスケットボール連盟および香川県バスケットボール協会の一員として必要とされる活動
- (6) その他、本連盟の目的達成のために必要とされる事業

### 第4条 (組織)

本連盟は、本連盟の加盟チームをもって組織し、次の機関を置く。

- (1) 理事会・・・・・・・・本連盟の役員をもって構成する最高決定機関
- (2) 専門委員会・・・・・・・・本連盟の役員をもって構成する前号の執行機関
  - ①総務委員会
  - ②法規委員会
  - ③登録委員会
  - ④会計委員会
  - ⑤広報委員会
  - ⑥普及・強化委員会
  - ⑦審判委員会
  - ⑧会場運営委員会
  - ⑨プログラム委員会
  - ⑩表彰委員会
  - ⑪技術育成委員会
  - ⑫県リーグ委員会
- (3) 代表者会・・・・・・・・各チームの代表者をもって構成する機関

## 第5条 (役員)

本連盟に次の役員を置き、誠実且つ有言実行の精神をもって運営にあたることとする。

- (1) 会 長 (1名)
  - ①理事会において選出し、就任する。
  - ②本連盟の代表者とし、本連盟を総理する。
- (2) 副 会 長 (若干名)
  - ①理事会において選出し、就任する。
  - ②会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理 事 長 (1名)
  - ①理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
  - ②本連盟が行うすべての事業を統括する。
- (4) 副理事長 (若干名)
  - ①理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
  - ②理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 理 事 (本連盟の実情に即した適正人数)
  - ①加盟チームまたは理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
  - ②本連盟が行う事業を担当し、その企画・運営にあたる。
- (6) 監 事 (2名)
  - ①理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
  - ②本連盟の会計監査を担当する。

2. 前項の役員に欠員が生じた場合は、必要に応じ、これを補充できるものとする。

なお、その場合、後任役員が決定されるまでの間については、既役員の兼任等をもって運営にあたることとする。

3. 役員任期は2ヵ年とする。但し、再任は妨げない。

なお、前項の補充、或いは増員などにより期中において新たに就任した役員の場合、その任期は、既役員の任期満了日までとする。

## 第6条 (名誉顧問・顧問)

本連盟に名誉顧問・顧問を置くことができるものとする。

2. 前項については、理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

3. 名誉顧問・顧問は、会長の要請により会議で意見を述べることができる。

## 第7条 (会議)

次の事項については、理事会における決定または承認を必要とする。

- (1) 事業計画
- (2) 予算および決算
- (3) 役員および名誉顧問・顧問の選出・推薦
- (4) 規約・規程・要領の制定・改廃
- (5) その他、理事会における決定・承認を必要とする重要事項

2. 理事会の種類は、定例理事会と臨時理事会とし、定例理事会は年4回、また臨時理事会は必要に応じ、いずれも会長が招集して行うものとする。
3. 議事は、出席者の多数決によって決定し、賛否同数の場合には会長が決定する。  
但し、規約変更等の重要事項については、過半数以上の出席を要する。
4. 代表者会は、必要に応じて会長が招集し、成立要件・決議要件は理事会に準じるものとする。

#### **第8条** (会 計)

本連盟は、加盟料・参加料・補助金・寄付金・その他の収入を、その運営費にあてるものとする。

2. 原則として、加盟チームから一旦受納した加盟料・参加料等は返却しない。  
但し、理事会がその返却の妥当性を認めた場合は、その限りではない。
3. 予算書・決算書の作成をはじめとする一切の会計業務は、会計委員会が管理する。

#### **第9条** (年 度)

本連盟の「年度」は、当年4月1日～翌年3月31日までとする。

#### **第10条** (処 罰)

本規約および規程・通達等に違反、或いは公序良俗に反する行為に及んだチーム・個人に対しては、理事会の決議をもって処罰することがある。

#### **第11条** (疑義・紛争の解決および本規約に定めのない事項)

疑義・紛争が生じた場合、或いは本規約に定めのない事項については、理事会で審議し、決定・解決を図るものとする。

**附 則** 本規約は、昭和63年 4月 1日より施行する。

平成 7年 6月 4日 改定

平成10年 3月 7日 改定

平成12年 4月 1日 改定

平成20年 1月 1日 改定

平成20年 7月19日 改定

平成22年 3月 1日 改定

平成23年 5月 1日 改定

平成29年 4月 1日 改定

平成30年12月 8日 改定